

愛知県企業庁工事検査要領

(目 的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県企業庁の発注する工事に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)工 事 建設工事（建設、改良及び修繕工事）、設計、測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）並びに資材の製作（1件100万円を超える資材の購入を含む。以下「資材製作」という。）をいう。
- (2)本庁施行工事 本庁において契約し、施行する工事をいう。
- (3)本庁契約工事 本庁施行工事を除いた工事で、本庁において契約する工事をいう。
- (4)所長委任工事 出先機関において契約する工事をいう。
- (5)特別検査工事 所長委任工事で、当初契約金額が1件8,000万円以上の建設工事をいう。ただし、用地造成事務所及び水質試験所の建設工事にあつては、当初契約金額が1件2,000万円以上のものをいう。
- (6)特別検査業務 本庁契約工事で愛知県企業庁浄水場等運転管理業務委託契約約款を適用する浄水場、取水場及びポンプ場の運転管理業務委託又は維持管理業務委託（以下「浄水場等運転管理業務委託」という。）をいう。
- (7)契約者 建設工事にあつては請負者を、委託業務にあつては受注者を、資材製作にあつては納入者を表し、愛知県企業庁と契約を締結した者をいう。

(検査の種類等)

第3条 検査の種類は次のとおりとする。

- (1)完了検査 完了検査は次の場合に行うものとする。
 - ア 工事が完了したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。
- (2)出来形検査 出来形検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。
 - ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。
 - イ 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。
 - ウ 工事の施行を中止しようとするとき。
 - エ 契約を解除しようとするとき。
 - オ 年度末において工事を繰り越そうとするとき。
- (3)中間検査 中間検査は次の場合に行うものとする。
 - ア 建設工事の適正な技術的施工を確保しようとするとき。
 - イ 給付の内容を工事の施工中に確認しようとするとき。

(工事の検査)

第4条 庁長又は所長が行う工事の検査は、別表の区分により行うものとする。

(検査員の任命)

第5条 検査員は、庁長が行う検査にあつては庁長が、所長が行う検査にあつては所長が任命するものとする。

2 検査員は、職員のうちから任命するものとする。

3 検査員の任命の時期は次のとおりとする。

(1) 工事（資材製作を除く）に係る検査

ア 完了検査

(ア) 本庁施行工事及び所長委任工事（特別検査工事は除く）及び特別検査業務は完了通知の提出があつたとき。

(イ) 本庁契約工事（特別検査業務を除く）は完了通知の副申があつたとき

(ウ) 特別検査工事は完了検査依頼書の提出があつたとき。

イ 出来形検査

(ア) 部分払の場合にあつては、出来形検査の請求があつたとき。

(イ) 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。

(ウ) 損害金を徴収して契約期間を延長する場合にあつては、契約期間の延長を承認しようとするとき。

(エ) 工事中止の場合にあつては、工事を中止しようとするとき。

(オ) 契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。

(カ) 年度末の工事繰越の場合にあつては、工事を繰り越そうとするとき。

ウ 中間検査

庁長又は所長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。

(2) 資材製作に係る検査

契約締結の通知のあつたとき又は契約締結のとき。

(検査の時期)

第6条 完了検査は、完了通知の提出があつてから、建設工事にあつては完了通知を受理した日から起算して14日以内、委託業務にあつては完了通知を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。ただし、資材製作にあつては納入の都度遅滞なく行うものとする。

2 出来形検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。

3 前2項以外の検査は、必要なときに遅滞なく行うものとする。

(検査の基準)

第7条 工事の検査は、別に定める愛知県企業庁工事検査基準に基づき行うものとする。

(検査の準備)

第8条 庁長は、本庁契約工事及び特別検査工事について検査を行う場合は、日時及び検

査対象工事名等を所長に通知するものとする。

- 2 所長は、前項の通知があったときは、次の各号について措置するものとする。
 - (1) 監督員及び契約者に対する検査実施の通知
 - (2) 現地については必要により検査範囲等の表示
 - (3) 設計図書、工事記録写真、材料検査の結果、工事記録等工事实施上の関係書類の整備
 - (4) 検査に必要と認める用具の準備
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 本庁契約工事及び特別検査工事以外の工事の検査は、前項を準用するものとする。

(検査の立会)

- 第9条 建設工事における検査は、当該工事の監督員及び契約者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会のもとに行うものとする。
- 2 委託業務における検査は、当該委託業務の監督員及び契約者又は管理技術者等の立会のもとに行うものとする。
 - 3 資材製作における検査は、前2項を準用するものとする。
 - 4 庁長が行う検査にあっては、所長若しくは所長の指名した職員も立会することができるものとする。

(検査の実施)

- 第10条 検査員は、検査に際し、関係書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。
- 2 建設工事の検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違及び品質、性能、数量その他必要な事項について確認するものとする。
 - 3 委託業務の検査は、契約書、設計図書及びその他関係図書等に基づき、成果品、その他必要な事項について確認するものとする。
 - 4 資材製作に係る検査は、納入の都度その給付の内容及び数量について確認するものとする。
 - 5 検査員は、完了検査の結果、その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をするものとする。

(完了検査の報告)

- 第11条 検査員は、完了検査（資材製作を除く）を行ったときは、検査調書（完了）（様式第1）及び工事検査記録（様式第5）を作成し、本庁施行工事、本庁契約工事（特別検査業務を除く）及び特別検査工事にあっては庁長に、特別検査業務及び所長委任工事（特別検査工事を除く）にあっては所長に提出するものとする。

この場合において検査の結果、その給付に不完全な部分があると認めるときは、検査調書に添えて修補補正調書（様式第2）を提出するものとする。

- 2 庁長は、特別検査工事について前項の調書の提出があったときは、当該調書を完了検査結果報告書（様式第3-1）に添えて、所長に通知するものとする。

3 所長は、特別検査業務について第1項の調書の提出があったときは、当該調書を完了検査結果報告書（様式第3-2）に添えて、庁長に報告するものとする。

（出来形検査の報告）

第12条 検査員は出来形検査を行ったときは、検査調書（出来形）（様式第4-1）を作成し、出来形調書（様式第4-2）を添えて、本庁施行工事及び本庁契約工事（第3条第2号ア・ウ・オについては所長を経由）にあつては庁長に、所長委任工事にあつては所長に提出するものとする。

（中間検査の報告）

第13条 検査員は、中間検査を行ったときは工事検査記録を作成し、中間検査報告書（様式第6）に添えて庁長又は所長に提出するものとする。

（資材製作に係る検査の報告）

第14条 検査員は、資材製作入に係る検査を行ったときは資材検収簿（様式第7）を記載するものとする。なお、納入が完了したときは第11条の規定により、出来形を確認したときは第12条の規定によるものとする。

（検査の中止）

第15条 検査員は、次の各号の一に該当するときは、検査を中止し、速やかにその旨を庁長又は所長に報告するものとする。

- (1) 契約者が検査の執行を妨害し、又は検査の執行に協力しないとき。
- (2) 修補補正等の部分がはなはだしいとき。
- (3) 工事施工結果に重大な欠陥があったとき。

（修補補正の命令）

第16条 庁長は、検査員から修補補正調書を受理したときは、修補補正指示書（様式第8-1）により、本庁施行工事及び本庁契約工事にあつては契約者に修補補正を命ずるものとする。

2 所長は、庁長から特別検査工事の修補補正調書を受理したとき、又は検査員から所長委任工事（特別検査工事を除く。）の修補補正調書を受理したときは、修補補正指示書により契約者に修補補正を命ずるものとする。

3 検査員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は前2項の取扱いにかかわらず、検査の際に修補補正指示票（様式第8-2）を契約者に交付することができるものとする。

4 庁長は、本庁契約工事について修補補正を命じたときは、修補補正指示通知書（様式第8-3）を所長に通知するものとする。

（修補補正の確認）

第17条 完了検査を行った検査員は、修補補正の完了を確認するため、検査を行わなけれ

ばならない。ただし、修補補正の内容が軽易な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができるものとする。

- 2 前項の検査は、第5条から第11条まで及び第16条に準じて行うものとする。
- 3 検査員は、修補補正に係る検査を行ったときは速やかに庁長又は所長に修補補正完了検査調書（様式第9）を提出するものとする。
- 4 庁長は、特別検査工事について、前項の修補補正完了検査調書を受領したときは、当該調書を完了検査結果報告書に添付し、所長に通知するものとする。
- 5 所長は、特別検査業務について第3項の調書の提出があったときは、当該調書を完了検査結果報告書に添付し、庁長に報告するものとする。

（臨機の措置）

第18条 検査員は、検査にあたり、事態が重大でかつ処理に急を要すると認める事項があるときは直ちに任命した庁長又は所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事成績の評定）

第19条 検査員は、工事成績評定の対象となる工事の検査が完了したときは、その成績について別に定める愛知県企業庁工事成績評定要領により評定するものとする。

（検査結果の通知）

第20条 検査結果の通知は、次の各号によるものとする。

1 完了検査

- (1) 本庁施行工事及び本庁契約工事にあつては庁長が、所長委任工事にあつては所長が検査の結果及び工事目的物の引き渡しをの時期を検査結果通知書（完了）（様式第10-1）により、契約者に通知するものとする。
- (2) 庁長は本庁契約工事について、契約者に通知したときは、検査結果通知書及び検査調書の写し（特別検査業務は検査結果通知書のみとする。）を所長に送付するものとする。

2 出来形検査

庁長又は所長は、部分払における検査の結果を速やかに検査結果通知書（出来形）（様式第10-2）により契約者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

工事の検査

内容	区分		検査の種類		検査実施
建設工事	本庁施行工事		完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	
	本庁契約工事		完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	所長
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	庁長
	所長委任工事	特別検査工事	完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	所長
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	庁長
		上記以外	完了検査	完了、部分完了	所長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	
業務委託	本庁施行工事		完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	
	本庁契約工事	特別検査業務	完了検査	完了、部分完了	所長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	所長
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	所長
		上記以外	完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	所長
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	庁長
	所長委任工事		完了検査	完了、部分完了	所長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	
資材製作	本庁施行工事		完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	
	本庁契約工事		完了検査	完了、部分完了	庁長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	所長
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	庁長
	所長委任工事		完了検査	完了、部分完了	所長
			出来形検査	部分払い、部分使用、中止、繰越 損害金徴取、契約解除	
			中間検査	技術的施工の確報、施工中の確認	